

取組の実施状況

(1) 仕事と介護の両立推進事業

1 相談窓口の設置日及び設置場所	
2017年12月12日（火）事務局に設置	
2 介護相談員氏名	
太田 元子	
3 介護相談員が参加した研修会等（日時・研修会名）	
2018年1月10日 「働きながら介護するために」	
4 ニーズ調査	
	①実施日及び実施方法
	2017年12月1日～15日まで（15日間）
	②対象者数、回収数、回収率
	対象者数 36名 回収数 32名 回収率 88.9%
	③調査結果概要（調査により明らかになった課題）
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の従業員の介護状況、介護対象者の有無について <ul style="list-style-type: none"> ◆介護をした経験のある職員が17名、現在も介護をしている職員が8名。 ・今後の従業員の介護見込みについて <ul style="list-style-type: none"> ◆今後、介護する可能性がかなり高いが6名、介護する可能性が少しある13名。 ・就業規則、規程内の介護関係制度に関する認知状況について <ul style="list-style-type: none"> ◆社内の介護関係制度があるかどうか知らないが12名、制度はない3名で、半数以上に認知されていない状況。 ◆介護休業期間は主に仕事を続けながら介護をするための体制を構築する期間であると正しく認知している職員が（どちらかというを含めて）17名。 ・仕事と介護の両立に関する不安について <ul style="list-style-type: none"> ◆介護に対する何らかの不安を感じている者が22名で、介護がいつまで続くかわからず、将来の見通しを立てにくいことを理由にあげている職員が11名と最も多い。 ◆仕事と介護の両立については続けられないと思うが6名、わからないが6名であるが、続けられると思うが10名である。 ・介護が続いた場合の望ましい働き方及び社内制度について <ul style="list-style-type: none"> ◆今の仕事を辞めて介護に専念するは4名であり、介護休業や介護のための短時間勤務などの支援制度を利用しつつ、できるだけ普通に働き続けながら、仕事と介護を両立するが22名となっている。
5 社内制度等周知	
	①周知日
	2018年1月16日
	②周知状況（周知方法・内容）
	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法 <ul style="list-style-type: none"> ◆ポスターを事務所に掲示し、1月27日（土）の定例会でメンバーに周知。 ・内容 <ul style="list-style-type: none"> ◆ニーズ調査結果を踏まえて「仕事介護の両立」のための制度を紹介
6 プロジェクトチームの設置及び運営状況	
	①設置日・メンバー
	（設置日）2017年12月12日
	（メンバー）総計 3名
	<ul style="list-style-type: none"> ・都内勤務者 事務局長1名、事務員2名（計 3名） ・都外勤務者 （計 名）
	②運営の状況（開催日、検討内容及び参加者数）
	第1回(平成29年12月12日)活動内容及びスケジュールの確認（3名参加）
	第2回(平成29年12月23日)定例会で調査結果概要説明、仕事と介護の両立推進事

	<p>業についての説明と事業進捗状況の報告（22名参加）</p> <p>第3回(平成30年1月19日)取組計画の策定、両立支援制度案の策定（3名参加）</p> <p>第4回(平成30年1月27日)定例会で取組計画・両立支援制度案の説明・意見交換と確定（25名参加）</p> <p>第5回（平成30年2月24日）定例会で調査結果の詳細報告、公的介護保険制度の概要説明、仕事と介護の両立支援についての研修計画の説明</p>
7	策定した取組計画（内容及び取組時期）
	<p>□平成29年12月12日 相談窓口の設置</p> <p>□平成30年1月～ 仕事と介護の両立に関する研修会実施（年2回6月と12月に実施）</p> <p>□平成30年1月～ 仕事と介護の両立に関する新人研修（新規採用時に実施）</p>
8	計画等の発信
	①社内（周知日・周知方法・内容）
	周知日 平成30年2月24日 周知方法 定例会で口頭周知および紙ベースで周知 内容 相談窓口設置の再確認と年間研修計画および研修概要の説明
	②社外（周知日・周知方法・内容）
	周知日 平成30年2月26日 周知方法 ホームページで周知 内容 相談窓口設置と年間研修計画および研修概要の説明
9	取組の成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・公的介護保険についての理解の推進 ・相談窓口設置による仕事と介護の両立についての職員意識の向上

